

福福	2
----	---

令和7年度西予市会計年度任用職員（非常勤）募集要項

1. 採用職種と主な業務

任用種別	パートタイム	職種	(1) 専門事務員（相談支援員） (2) 一般事務員（相談支援員）
業務内容	・ 福祉相談業務 ・ 係内の事務補助 ・ 生活困窮者に対する総合相談窓口（専門事務員として採用された場合）		
募集人数	1 名		

2. 採用後の配属先及び勤務地

勤務所属	福祉事務所福祉課	勤務場所	本庁舎
住所地	〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1		

3. 勤務条件

任用期間	令和7年6月1日 ～ 令和8年3月31日 （予定）		
試用期間	採用後、1ヶ月間（勤務が15日に満たない場合は15日に達するまで）		
再度の任用	勤務成績が良好な場合、再度の任用又は任期の更新を行う場合がある。 再度の任用及び更新の上限がある（令和11年3月31日まで）。		
就業時刻	8:30 ～ 16:30 （休憩： 12:00 ～ 13:00 ） 実働 7 時間 × 週 5 日		
時間外	有 （年間 10 時間程度）	早出遅出	早出勤務： 有 遅出勤務： 有
休日	定期的な休日	毎週（月： - 火： - 水： - 木： - 金： - 土： ○ 日： ○ ）曜日 ↳ 上の曜日以外で毎週不定休 0 日	
	祝日・年末年始	祝日： ○ 年末年始： ○	
	その他の休日		
休暇	年次有給休暇 10 日 （上記の任用予定期間で任用された場合）		
基本給	(1) 専門事務員 1日あたり	8,134 円 ～ 9,648 円	
	(2) 一般事務員 1日あたり	7,939 円 ～ 9,648 円	
※勤務時間数、勤務日数に応じて翌月21日に支給			
通勤費	西予市の条例及び規則等に基づき、翌月21日に支給		
諸手当等	西予市の条例及び規則等に基づき、翌月21日に支給 ※時間外勤務に係る手当等を支給		
賞与	基準日（6月1日及び12月1日）において一定の要件を満たした場合、支給（年2回）		
加入保険等	雇用保険： 有 健康保険： 有 厚生年金保険： 有 公務上の災害補償： 有 ※各種保険の加入要件に従う。		
身分・服務	地方公務員法を適用（一般職の非常勤職員） ※法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等が適用		

4. 応募要件

必要な 資格免許等	(1) 専門事務員としての応募……自立支援事業従事者養成研修修了者 (2) 一般事務員としての応募……無 ※採用後に、自立支援事業従事者養成研修を受講いただきます（費用負担なし）。
その他	次に該当しない者（地方公務員法第16条） ・ 禁錮以上の刑に処され、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 西予市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処された者 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 応募方法

提出書類	・ 令和7年度西予市会計年度任用職員申込書 ・ 履歴書（顔写真付きのもの）
提出先	福祉事務所福祉課にご提出ください。 ※郵送もしくは直接持参してください。
提出期限	令和7年5月12日必着 ※ただし、随時選考を開始するため、上記期限前に締め切る場合があります。

6. 試験の方法等

方法	面接試験等
試験日	別途ご案内します。
会場	別途ご案内します。

7. 問合せ先

担当者	福祉事務所福祉課 田村 多八郎
電話番号	0894-62-6428

福福	2
----	---

令和7年度西予市会計年度任用職員申込書

1. 申込区分

職種	(1) 専門事務員 (相談支援員) / (2) 一般事務員 (相談支援員)
配属先	福祉事務所福祉課
任用期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日 (予定)
勤務時間	8:30 ～ 16:30 (休憩: 12:00 ～ 13:00) 実働 7 時間 × 週 5 日

以下の太枠内を記入してください。

2. 申込者

ふりがな		生年月日	昭和・平成 年 月 日
氏名			(令和7年4月1日現在 満 歳)
住所	〒 — —		
電話番号	— —		
他の職の申込状況 (西予市以外は除く)	☐ 当該会計年度任用職員のみ希望 ☐ 他の会計年度任用職員と併願 (職名:)		

3. 誓約書

私は次のいずれにも該当しておりません。 また、この申込書に記載した事項は事実と相違ありません。	
(1) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	
(2) 西予市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者	
(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60 条から第63 条までに規定する罪を犯し、刑に処された者	
(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	
令和 年 月 日	氏名 (自署)